



島根県報

令和3年6月1日（火）
第 213 号
 （毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	（環 境 政 策 課）	2
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	（薬 事 衛 生 課）	3
化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（ " ）	4
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（ " ）	4

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	4
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	5
令和3年度保安林内立木伐採面積の許容限度	（森 林 整 備 課）	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	6
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	7

【公 告】

島根県総務事務システム構築運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	（総務事務センター）	8
島根県第5内部系仮想基盤構築運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	（情 報 政 策 課）	13
令和3年度毒物劇物取扱者試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	17
令和4年度島根県立農林大学校の学生募集	（農 業 経 営 課）	18

【公安規則】

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	24
-------------------------------------------------	-----------	----

【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施	（警 察 本 部）	26
交通誘導警備業務1級検定及び交通誘導警備業務2級検定の実施	（ " ）	30
雑踏警備業務1級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施	（ " ）	32

公布された条例等のあらまし

◇島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（規則第74号）

1 規則の概要

- (1) 受理書の廃止
- (2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第1号の3—様式第3号・様式第5号—様式第11号関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第75号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1号・様式第2号・様式第5号—様式第9号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第76号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第11号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第77号）

1 規則の概要

- (1) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第13号関係）
- (2) 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整理（様式第13号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第74号

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

島根県公害防止条例施行規則（昭和46年島根県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「変更、使用」を「使用、変更」に改める。

第18条を削る。

第19条中「様式第13号」を「様式第12号」に改め、同条を第18条とし、第20条を第19条とする。

様式第1号中「@」を削る。

様式第1号の3中「変更、使用」を「使用、変更」に改め、「㊟」を削る。

様式第2号、様式第3号及び様式第5号から様式第11号までの様式中「㊟」を削る。

様式第12号を削り、様式第13号を様式第12号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県公害防止条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第75号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第5号中「㊟」を削り、

「3 製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことはありません。（あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由）」

を

「3 製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことはありません。（あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由）」

- 4 旧姓又は通称名併記の希望の有無（「有」の場合は、括弧内に旧姓又は通称名を記入）

有（ ） ・ 無

に改める。

様式第6号及び様式第7号中「㊟」を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、

「2 変更理由」

を

「2 変更理由」

- 3 旧姓又は通称名併記の希望の有無（「有」の場合は、括弧内に旧姓又は通称名を記入）

有（ ） ・ 無

に改める。

様式第9号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の製菓衛生師法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第76号

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

化製場等に関する法律施行細則（昭和59年島根県規則第97号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第11号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の化製場等に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第77号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第12号までの様式中「㊟」を削る。

様式第13号中「㊟」を削り、同様式添付書類中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第385号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
安来市	訪問リハビリテーション	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	令和3年6月1日
	介護予防訪問リハビリテーション			

島根県告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市湖陵町土地改良区の定款変更を令和3年5月25日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第387号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸 山 達 也

同一の単位とされる保安林		皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区	水源かん養保安林	891.21
斐伊川	〃	1,460.98
神戸川	〃	1,886.28
大田地区	〃	123.32
邑智地区	〃	1,646.43
那賀地区	〃	1,157.42
美鹿地区	〃	3,423.45
隠岐	〃	253.25
浜山地区	防風保安林	2.20
湊原地区	〃	1.00
長浜地区	〃	2.84
湖陵町	〃	2.40
多伎町	〃	0.68
大田市	〃	0.58
仁摩町	〃	0.28
温泉津町	〃	0.02
江津東地区	〃	1.98
江津西地区	〃	0.88
浜田東地区	〃	5.30

益田東地区	〃	1.34
益田西地区	〃	3.08
江津東地区	飛砂防備保安林	1.38
大田市	干害防備保安林	0.86
津和野町	〃	0.36
松江市	魚つき保安林	8.36
出雲市	〃	12.98
大田市	〃	9.90
江津市	〃	0.44
浜田市	〃	7.92
益田市	〃	1.60
隠岐の島町	〃	2.86
海士町	〃	3.52
西ノ島町	〃	1.92
知夫村	〃	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	22.28
斐伊川	〃	19.05
神戸川	〃	35.61
大田地区	〃	4.00
邑智地区	〃	115.65
那賀地区	〃	63.35
美鹿地区	〃	107.35
隠岐	〃	24.52
松江・斐伊川・大田	保健保安林	139.46
邑智・那賀・美鹿	〃	45.22
隠岐	〃	27.24

島根県告示第388号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年6月1日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス嘉久志店 島根県江津市嘉久志町イ1860番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年1月22日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,498平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
59台（建物敷地内）
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
14台（建物南東側及び建物敷地南東側）
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
50平方メートル（建物南東側）
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
11.92立方メートル（建物内南東側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2か所（建物敷地南東側及び南西側）
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和3年5月21日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
江津市商工観光課（島根県江津市江津町1525番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第389号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第

4項の規定により告示する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
津和野町	平成29年度～令和元年度	30枚	1冊	内美⑤	令和3年5月24日
津和野町	平成29年度～令和元年度	21枚	1冊	相撲ヶ原VI	令和3年5月24日
出雲市	令和元年度～令和2年度	5枚	1冊	大呂⑩	令和3年5月24日
出雲市	令和元年度～令和2年度	15枚	1冊	西山中③	令和3年5月24日

公 告

島根県総務事務システム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県総務事務システム構築運用保守業務

(2) 仕様

島根県総務事務システム構築運用保守業務に係る提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県総務事務システムの構築業務

契約の日から令和5年6月30日まで

イ 島根県総務事務システムの運用保守業務

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

(4) 提案価格の上限額

957,512,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排

除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

ケ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

コ 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証を受けた者であること。

サ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、総務事務システムが求める3つの機能（非常勤職員管理、給与等事務及び旅費事務）のうち、2つ以上の機能について同種のシステムを構築した実績があり、かつ、その運用保守を契約した実績を有すること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(フ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからクまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のコ及びサに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3（市町村振興センター5階）

島根県総務部総務事務センター総務グループ

電話 0852-22-5986

FAX 0852-22-6163

電子メール somujimu@pref.shimane.lg.jp

(2) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

配布場所に設置する受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部配布する。誓約書

は令和3年7月8日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

ア 配布期間

令和3年6月1日（火）から同年7月8日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

(1)に同じ

なお、配布は島根県のホームページからインターネット（しまね電子申請サービス）により申し込むことができる。

インターネットホームページアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/soumujimu/>

(3) 提案競技説明会

実施しない。

4 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。なお、提出された書面を審査の結果、2の参加資格を有すると認められた者に限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人登記事項証明書又は代表者の身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 直近の財務諸表 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

キ 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得登録証の写し 1部

ク 2の(2)のアに関する協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

ケ システム構築運用保守業務実績届 1部（2の(1)のサを確認できる書類として、契約書、仕様書及び検査済証の写しを添付すること。）

コ 担当者届 1部

サ 構築業務従事予定者職務経歴書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和3年7月8日（木）午後5時までに提出すること（郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。）。

ウ 提出先

3の(1)に同じ。

5 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和3年7月13日（火）までに、郵送にて通知する。

6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（FAX又は電子メールによる質問書の送付も受け付けるが、必ず到着確認の電話をすること。）。
- (2) 質問書提出期限は、令和3年6月17日（木）午後5時までとする。
- (3) 提出先
3の(1)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、令和3年7月2日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

7 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、次により提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県総務事務システム構築運用保守業務について提案すること。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 提案書などの形式

ア 提案書の形式は任意とするが、用紙は原則としてA4判の用紙を用い、100ページ以内（表紙及び目次を含む。）とすること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。

イ 見積書の様式は、島根県総務事務システム構築運用保守業務に係る提案書作成要領による。

(3) 提案書等の提出方法、提出部数、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

(ア) 提案書 10部

(イ) 見積書 1部

ウ 提出期限

令和3年7月20日（火）午後5時までに提出すること（郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。）。

エ 提出先

3の(1)に同じ。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) 島根県が実施する入札について公告日から審査委員会の審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 選定方法

- (1) 別に設置する審査機関として島根県総務事務システム構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委

員会」という。)において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア システムの開発・運用経費に関する項目

費用が過大なものでないこと及び将来の費用発生を抑制するものであること。

イ システムの機能、操作性及びセキュリティ対策に関する項目

仕様書に示す機能が全て満たされていること。

(7) 職員の総務事務に関わる負担を軽減する機能を有していること。

(4) 運用保守コストを抑制できる機能提案がされていること。

(7) 職員が理解かつ利用しやすい画面構成及び操作手順となっていること。

(4) データを安全に保護する対策がとられていること。

ウ システムの開発及び導入計画に関する項目

(7) 職員が快適に利用でき、常時安定して稼働できるシステムの構成となっていること。

(4) 職員の負担を軽減した計画となっていること。

(7) 現行システムのデータを確実に移行できる計画となっていること。

(4) 職員がシステム導入時に確実に利用できるような計画（操作教育を含む。）となっていること。

エ システムの運用保守に関する項目

(7) 障害の発生時に早急に対応できる体制がとられていること。

(4) 職員からの問い合わせの対応が的確に行える体制がとられていること。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書の内容について提案者によるプレゼンテーション又はヒアリングを行う。

(5) プレゼンテーション又はヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について審査委員会の審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと（共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

なお、構築及び運用・保守費用は、運用開始後5年間に分割支払いとする。

(4) 前金払

前金払は行わない。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション又はヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

3の(1)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Construction, operational support and maintenance of the Shimane Prefectural Government General Affairs Management System
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. July 20, 2021
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Administration Center, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government, 8-3 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-0887 Japan
TEL : 0852-22-5986

島根県第5内部系仮想基盤構築運用保守業務の調達に係る予定事業者を決定するため、次により提案協議を実施する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸山達也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県第5内部系仮想基盤構築運用保守業務

(2) 仕様

提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県第5内部系仮想基盤構築業務

契約の日から令和9年3月31日まで

イ 島根県第5内部系仮想基盤運用保守業務

令和4年10月1日から令和9年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

島根県第5内部系仮想基盤構築費用（本番運用開始後4年半の分割支払）

723,946,628円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、令和4年度以降の各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和4年度 80,438,516円

令和5年度 160,877,028円

令和6年度 160,877,028円

令和7年度 160,877,028円

令和8年度 160,877,028円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であつて、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の氏名
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ケ) 欠損金の負担の割合
- (サ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (セ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ヅ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和3年6月1日（火）から6月18日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課 システム最適化グループ

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 担当者届 1部

(8) 提案書提出書 1部

(9) 提案書 7部

(10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和3年6月18日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和3年7月12日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム最適化グループ

電話 0852-22-5627 F A X 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（FAX又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
 - (2) 質問提出期限は、令和3年6月9日（水）正午までとする。
 - (3) 提出先
5の(3)に同じ。
 - (4) 質問に対する回答は、令和3年6月15日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知
提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) 島根県第5内部系仮想基盤構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
 - (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。
 - (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
 - (4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
 - (5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。
 - (6) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
 - (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
 - (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- 9 提案の無効に関する事項
次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
 - (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
 - (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
 - (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
 - (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
 - (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- 10 契約
- (1) 契約相手方
審査委員会を選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
 - (2) 契約金額
契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。
 - (3) 前金払
前金払は、行わない。
 - (4) 契約保証金
島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : A Virtual server system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. July 12, 2021
- (3) For further details contact : Information Policy Division, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5627

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和3年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験日時

令和3年10月12日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市東津田町1741番地1 島根県松江合同庁舎

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

試験は、次の科目について筆記試験により行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質、貯蔵、識別及び取扱方法

5 受験願書の請求先

島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書し、84円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵

便物として取り扱われるものに限る。)を同封すること。

なお、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

6 受験願書の受付期間

令和3年7月5日(月)から同月16日(金)まで

なお、郵送の場合は、簡易書留によることとし、7月16日までの日付の消印があるものを有効とする。

7 受験願書の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループへ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書(毒物劇物取扱者試験規程(昭和26年島根県告示第200号)第1号様式によること。)1通

(2) 写真(出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載した受験票(毒物劇物取扱者試験規程(昭和26年島根県告示第200号)第3号様式によること。)1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めることとし、この収入証紙には、消印しないこと。

ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

10 合格者の発表

令和3年11月12日(金)に島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

11 その他

(1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ(電話0852-22-5259)にすること。

(2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、試験日時若しくは試験場所を変更し、又は試験を中止する場合があること。

令和4年度島根県立農林大学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農林大学校学則(昭和57年島根県規則第52号。以下「学則」という。)第8条第4項の規定により公告する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸山達也

1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 出身学校長推薦入学検定

(1) 募集人員

学則に定める入学定員のうち8割程度を上限とする。

(2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和4年3月に卒業見込みの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育（以下「通常の課程による12年の学校教育」という。）を修了した者若しくは同月に修了見込みの者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興及び農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもの

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- (ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- (イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- (ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの
- (エ) 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）
- (オ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）
- (カ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

令和3年9月29日（水）から同年10月13日（水）17時までとし、郵送の場合は、同日までの消印があるものを有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校農業教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

- (ア) 日時
令和3年10月27日（水）9時30分から16時まで
- (イ) 場所
大田市波根町970番1 島根県立農林大学校
- (ウ) 検定
農業科及び林業科：筆記試験（小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

令和3年11月17日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として3の(2)のイに定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を3の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科又は専攻若しくはコースを変更しても差し支えない。

3 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興及び農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和4年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは同月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(4) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(7) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のアに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のアに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書（成績証明書の交付を受けることができない場合は、その旨の証明書）を提出するものとする。

(5) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）

(7) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

(7) 前期試験 令和4年1月7日（金）から同月27日（木）17時まで

(4) 後期試験 令和4年2月25日（金）から同年3月9日（水）17時まで

後期試験は、試験実施科（コース）のみ出願できる。

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものを有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校農業教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(7) 日時

前期試験 令和4年2月15日（火）9時30分から16時まで

後期試験 令和4年3月22日（火）9時30分から16時まで

後期試験の実施は、出身学校長推薦入学検定、一般入学検定前期試験及び地域推薦入学検定の結果により決定する。

(4) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(7) 検定

農業科（短期養成コースを除く。）及び林業科：筆記試験（一般教養、小論文）及び面接試験

農業科（短期養成コースに限る。）：筆記試験（小論文）及び面接試験

(5) 後期試験実施科（コース）の発表

a 日時

令和4年2月24日（木）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

イ 合格者の発表

(7) 日時

前期試験 令和4年2月24日(木) 10時

後期試験 令和4年3月25日(金) 10時

(4) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

4 地域推薦入学検定

(1) 出願資格及び要件

農業科にあつては次のア及びウの要件を、林業科にあつては次のイ及びウの要件を満たす者とする。

ア 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者

松江地域農業再生協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会

雲南市農業再生協議会

奥出雲町地域農業再生協議会

飯南町地域農業再生協議会

出雲市農業再生協議会

斐川町地域農業再生協議会

大田市農業再生協議会

川本町地域農業再生協議会

美郷町農業再生協議会

邑南町農業再生協議会

浜田市農業再生協議会

江津市農業再生協議会

益田市農業再生協議会

津和野町農業再生協議会

吉賀町農業再生協議会

島前地域農業再生協議会

隠岐の島町地域農業再生協議会

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主(以下「林業認定事業体」という。)又は流域林業活性化センターが推薦する者

ウ 次の(7)から(9)までのいずれかに該当する者であつて、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(7) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和4年3月に修了見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは同月に修了見込みの者

(4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(9) その他知事が(7)又は(4)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書(島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。)

- (イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- (ロ) (1)のウの(ア)に定める者にあつては、文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの
(1)のウの(ア)に定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
なお、(1)のウの(ア)に該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書（成績証明書の交付を受けることができない場合は、その旨の証明書）を提出するものとする。
- (ハ) 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、農業再生協議会等の会長又は林業認定事業者若しくは流域林業活性化センターが作成したもの）
- (ニ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）
- (ホ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

第1回試験 令和3年9月29日（水）から令和3年10月13日（水）17時まで

第2回試験 令和4年1月7日（金）から令和4年1月27日（木）17時まで

第3回試験 令和4年2月25日（金）から令和4年3月9日（水）17時まで

第3回試験は、試験実施科（コース）のみ出願できる。

郵送の場合は、各期間の末日までの消印があるものを有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校農業教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

第1回試験 令和3年10月27日（水）9時30分から16時まで

第2回試験 令和4年2月15日（火）9時30分から16時まで

第3回試験 令和4年3月22日（火）9時30分から16時まで

第3回試験の実施は、出身学校長推薦入学検定、一般入学検定前期試験並びに地域推薦入学検定第1回試験及び第2回試験の結果により決定する。

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ロ) 検定

農業科及び林業科：筆記試験（小論文）及び面接試験

(ハ) 第3回試験実施科（コース）の発表

a 日時

令和4年2月24日（木）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

イ 合格者の発表

(ア) 日時

第1回試験 令和3年11月17日（水）10時

第2回試験 令和4年2月24日（木）10時

第3回試験 令和4年3月25日（金）10時

(4) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(4) 地域推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として3の(2)のアに定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書(4の(1)のウの(7)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。)、返信用封筒及び入学検定料を3の(2)のイに定める期間に提出すること。この場合において、志願する科又は専攻若しくはコースを変更しても差し支えない。

5 追試験

病気、負傷、災害、事故その他やむを得ない理由により、受験できない者を対象として追試験を実施する。

(1) 対象となる入学検定

ア 出身学校長推薦入学検定

イ 一般入学検定

ウ 地域推薦入学検定

(2) 対象となる者

追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

(3) 追試験及び合格者の発表

ア 出身学校長推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

令和3年11月10日(水) 9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

農業科及び林業科：筆記試験(小論文)及び面接試験

(4) 合格者の発表

令和3年11月17日(水)10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

イ 一般入学検定

(7) 追試験

a 日時

前期試験 令和4年2月21日(月) 9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

農業科(短期養成コースを除く。)及び林業科：筆記試験(一般教養、小論文)及び面接試験

農業科(短期養成コースに限る。)：筆記試験(小論文)及び面接試験

(4) 合格者の発表

a 日時

前期試験 令和4年2月24日(木)10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

ウ 地域推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

第1回試験 令和3年11月10日（水）9時30分から16時まで

第2回試験 令和4年2月21日（月）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

農業科及び林業科：筆記試験（小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

a 日時

第1回試験 令和3年11月17日（水）10時

第2回試験 令和4年2月24日（木）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農林大学校のホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/

6 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林水産局若しくは最寄りの農林水産振興センターへ問い合わせること。

7 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル、横24.0センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手140円分を貼り付けたもの）を同封すること。

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

島根県公安委員会規則第6号

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年島根県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「島根県公安委員会等（島根県公安委員会、島根県警察本部長及び警察署長をいう。以下同じ。）」を「公安委員会等」に改める。

第2条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 公安委員会等 島根県公安委員会、島根県警察本部長及び警察署長をいう。

第2条第2項中「規定する」を「定める」に改める。

第3条の見出し中「行わせる」を「行う」に改め、同条中「島根県公安委員会」を「公安委員会等」に改め、「別表第1」の次に「及び別表第2」を加える。

第4条の見出しを「(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)」に改め、同条第1項中「前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、当該申請等に係る事項について、法第6条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、次に掲げる機能を有するものから入力して」を「法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同項第1号中「島根県公安委員会等」を「公安委員会等」に改め、同項第2号中「島根県公安委員会等」を「公安委員会等」に改め、「機能」の次に「(公安委員会等からプログラムを付与される場合に限る。)」を加え、同条第5項中「法令の規定に基づき」を「法令の規定により」に、「第1項の規定に基づき」を「第2項及び第3項の規定により」に、「入力」を「入力し、又は送信」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」の次に「及び第6条」を加え、「) 第6条第1項」を「) 第3条第1項」に、「島根県公安委員会等」を「公安委員会等」に、「に限る。」を「でなければならない。」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「当該申請等に係る」を「入力し、又は送信する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別表第2の左欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる申請等を行う場合であって、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分(以下この項において「申請部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下この項において「ワンタイムURL」という。)を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置を講ずる場合は、この限りでない。

第4条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「島根県公安委員会等」を「公安委員会等」に、「入力」を「入力し、又は送信」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、書面等に記載され、又は記載すべき事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとするときは、当該電磁的記録に作成した年月日時を記録しなければならない。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第1項及び第2項中「島根県公安委員会等」を「公安委員会等」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(署名等に代わる措置)

第6条 法第6条第4項の措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置とする。ただし、別表第2の左欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる申請等を行うときは、第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について、対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等について、その原本を確認する必要があると公安委員会が認める場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織の使用により行うことが不可能である又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、第4条の規定により申請等を行う者は、書面等(同項に規定する部分に限る。)を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならない。

別表第2中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第3条、第6条関係)

法 令	規 定	申 請 等
道路交通法(昭和35年法律第105号)	第78条第1項	道路使用許可の申請
	第78条第4項	道路使用許可証の記載事項の変更の届出
	第78条第5項	道路使用許可証の再交付の申請
警備業法(昭和47年法律第117号)	第16条第2項	服装の届出
	第16条第3項	服装の変更の届出
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項	責任者の選任の届出

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第60号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第2条の規定により告示する。

令和3年6月1日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
- (2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「新規取得講習」という。)	令和3年7月6日(火)から同月9日(金)まで及び同月13日(火)か	9:00~17:00 (7月13日及び同月14	松江市殿町158番地 島根県民会館

習1号」という。)	ら同月15日(木)まで	日は18:00まで)	
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「新規取得講習2号」という。)	令和3年7月6日(火)から同月9日(金)まで及び同月13日(火)から同月15日(木)まで	9:00~17:00 (7月9日は12:00まで、同月13日は13:00~17:00)	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「新規取得講習3号」という。)	令和3年7月6日(火)から同月9日(金)まで及び同月13日(火)から同月15日(木)まで	9:00~17:00 (7月9日は12:00まで、同月13日は13:00~17:00)	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「新規取得講習4号」という。)	令和3年7月6日(火)から同月9日(金)まで並びに同月14日(水)及び同月15日(木)	9:00~17:00 (7月9日は12:00まで)	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「追加取得講習1号」という。)	令和3年7月9日(金)及び同月13日(火)から同月15日(木)まで	9:00~17:00 (7月9日は13:00~17:00、同月13日及び14日は18:00まで)	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「追加取得講習2号」という。)	令和3年7月13日(火)から同月15日(木)まで	9:00~17:00 (7月13日は13:00~17:00)	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「追加取得講習3号」という。)	令和3年7月13日(火)から同月15日(木)まで	9:00~17:00 (7月13日は13:00~17:00)	
法第2号第1項第4号に規定する警備業務(以下「追加取得講習4号」という。)	令和3年7月14日(水)及び同月15日(木)	9:00~17:00	

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号
15人程度
- (2) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号
5人程度
- (3) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号
10人程度
- (4) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号
5人程度

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規

定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 専用電話による予約

(7) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-25-5077）に電話すること。

(i) 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受付期日	受付時間
新規取得講習1号	令和3年6月7日（月）から同月11日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習2号	令和3年6月7日（月）から同月11日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習3号	令和3年6月7日（月）から同月11日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習4号	令和3年6月7日（月）から同月11日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習1号	令和3年6月7日（月）から同月11日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習2号	令和3年6月7日（月）から同月11日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習3号	令和3年6月7日（月）から同月11日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習4号	令和3年6月7日（月）から同月11日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00

イ 受講者の決定等

(7) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。

(i) アの(i)の受付期日満了後、予約専用電話に電話をかけた者に対し、受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

(7) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。

(i) 予約の際には、受講を希望する講習の区分（複数の講習の区分を希望することは、認めない。）、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。

(ii) アの(7)の予約を行い、又はイの(i)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したことはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

(1)のイの(i)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

令和3年6月14日（月）から同月18日（金）までの午前9時00分から午後4時00分まで（正午から午後1時まで

を除く。)

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

ウ 提出書類

(7) 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通(写真(申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの)を貼り付けたもの)

(4) 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通

a 5の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 5の(1)のイに該当する者

5の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

c 5の(1)のウに該当する者

5の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 5の(1)のエに該当する者

5の(1)のエに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

e 5の(1)のオに該当する者

5の(1)のオに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(ウ) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講申込書を受理した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、受講手数料は還付しない。

ア 新規取得講習1号 47,000円

イ 新規取得講習2号 38,000円

ウ 新規取得講習3号 38,000円

エ 新規取得講習4号 34,000円

オ 追加取得講習1号 23,000円

カ 追加取得講習2号 14,000円

キ 追加取得講習3号 14,000円

ク 追加取得講習4号 10,000円

7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から午前8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分から午後0時50分までの間に講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第61号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和3年6月1日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
交通誘導警備業務1級	学科試験	令和3年9月1日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和3年10月14日（木）午前9時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	学科試験	令和3年9月1日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和3年9月30日（木）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 交通誘導警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生

した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 交通誘導警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和3年8月2日（月）から同月6日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第62号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和3年6月1日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
雑踏警備業務1級	学科試験	令和3年9月1日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和3年10月21日（木）午前9時から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	学科試験	令和3年9月1日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和3年10月7日（木）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 雑踏警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和3年8月2日（月）から同月6日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。